平成２５年（フ）第２６号
山梨県上野原市鶴島1043番地２
破産者　千村　勝廣
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
静岡県沼津市原町中１丁目５番地の８
破産者　小野　厚司
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２９２号
静岡県浜松市東区上西町1164番地の１
破産者　清水　弘志
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
愛知県田原市波瀬町中村９番地
破産者　柴田　美信
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２０５号
滋賀県栗東市中沢２丁目５番44―１Ｃ号
破産者　渡邊　新治
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６９号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字前畑25番地
破産者　鈴木　哲史
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７３６号
京都市伏見区醍醐上山口町13番地９
破産者　哲嘉こと　川瀬　泰男
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９６０号
京都市山科区西野様子見町１番地２山科市営住宅２棟1068号、前住所京都市山科区西野山中鳥井町46番地７
破産者　堀井　伸二
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７５号
京都市西京区嵐山上海道町71番地、前住所京都市山科区西野大手先町11番地の４
破産者　山階堂こと　田中　明文
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西２丁目６番２―107号
破産者　石田　明美
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３５４号
奈良市青垣台３丁目６番地の９
破産者　小裏　順子（旧姓小林）
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６９２号
広島市中区鶴見町９番２―402号
破産者　はちまきこと　津和野幸子
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４４号
香川県東かがわ市三本松1039番地５、開始決定時の住所香川県東かがわ市三本松154番地17
破産者　料理・旅館冨の家こと　冨　　孝夫
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６号
高知県高岡郡佐川町乙3358番地７　グループホームかいなの郷、住民票上の住所高知県高岡郡佐川町乙1839番地
破産者　東川壽美子
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２８１号
長崎県長崎市赤迫２丁目12番12号
破産者　久保ソヨ子
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
長崎県長崎市葉山１丁目32番９号
破産者　宮﨑　　隆
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
長崎県長崎市中川２丁目１番11号　松山ビル402、開始決定時の住所長崎県長崎市深堀町３丁目274番地
破産者　鹿ノ子英代
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
長崎県諫早市多良見町市布1791番地１ＨｅｉｍＬｕｃｅⅡ103号、前住所長崎県諫早市久山町1812番地17
破産者　白石美由紀
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５４４号
熊本市北区植木町今藤241番地
破産者　平野ジツ子
１　決定年月日　平成25年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係